

緊急事態宣言について

①国による緊急事態宣言（4月7日及び4月16日）

緊急事態措置を実施すべき期間：4月7日から5月6日

緊急事態措置を実施すべき区域：全都道府県

②福岡県による緊急事態措置

4月7日 県民への外出自粛要請

5月6日までの間、県民に以下の行動を要請

- ・生活の維持に必要な場合を除き、外出を控えること。
- ・職場への出勤は、外出自粛の要請の対象としないが、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など人との交わりを低減すること。
- ・不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から、極力避けること。
- ・感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催を控えること。
- ・飲食料品や生活必需品の小売店等生活に必要な事業は継続されるため、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等をしないこと。
- ・換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」、これらの集団感染のリスクを高める3条件が同時に重なることを回避すること。
- ・手洗いの励行や咳エチケットに努めること。
- ・新型コロナウイルスの感染症を疑った場合は、保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」へ電話で相談すること。
- ・発熱や咳など、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話で相談すること。
- ・海外の渡航について、外務省の勧告・指示に従うこと。

4月13日 事業者への施設の使用停止要請（休業・時短要請）

<区域>

福岡県全域

<期間>

4月14日から5月6日

<基本的に休止を要請しない施設>

施設の種類	内訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス ※ 家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し、保育の提供および預かりを縮小して実施
	高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設

